労働金庫法施行規則第九十条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁

長官及び厚生労働大臣が別に定める者等の一部を改正する件

〇金 融 庁 告示第

金

融商品取引法等の一

部を改正する法律

(令和五年法律第七十九号)

の施行に伴い、

労働金庫法施行規則

号

第九十条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官及び厚生労働 大臣

が 別 に定める者等 (平成十八年金 融 庁 告示第十七号) の <u>ー</u> 部を次のように改正し、 同 法  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 **令** 

和六 年十一月一日) から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

厚生労働大臣 福 出 資麿

次  $\mathcal{O}$ 表により、 改 正 前欄 に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改める。

法少取同十 は第	備考 表中の [ ]の記載は注記である。
第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。) 第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいる第二十九条の四の二第一項に規定する第一種少額電子算用 五号)第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子算	[二・三 略] [二・三
法 額電子募集取扱業務を除く。)を営む金融商品取引業者	第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。) 第二
少 扱業務及び同   力 扱業務及び同   力 大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	む金融商品取引業者(同法) 額
<ul><li>(取)</li><li>(取)</li><li>(お)</li><li>(日)</li><li>(五号)</li><li>(第二十八条第八十八条第八十十十十十十十十十八条第二十八条第八十十八条第八十十八条第八十十八条第二十九条の四の二十十八条の四の二十十十八条の四の二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十</li></ul>	
同 五号)第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいい、十 一 有価証券関連業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二は ) 第一条 [同]	取
十一一有価証券関連業は	同 T.
は 第 一 第 一 多	_
は写	、次に掲げる者とする。
「鬼貝」という 一角ナー多角   第一多	一号イに規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者は
「見川」(こう)) 育工上条第一 育一条	第一条 労働金庫法施行規則 (以下「規則」という。) 第九十条第   第一条
(預金の受払事務の委託等)	(預金の受払事務の委託等) (預金
正 後 改 正 前	